

8 埼子連第 4 0 号
令和 8 年 9 月 7 日

各市町子連等代表者 様
同 事務局 様

一般社団法人埼玉県子ども会連合会
会 長 林 昌 己
(公印省略)

令和 9 年度から子ども会年会費の値上げについて (お知らせ)

時下、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本会の事業推進にあたり、ご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

子ども会活動を安心して行うために、全国子ども会安全共済会に加入していただいております。その年会費が令和 9 年度より 8 0 円値上げすることとなりました。先日の理事会にて承認いただきましたのでお知らせいたします。詳細は裏面のとおりです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、各市町において下記の内容をご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 子ども会年会費の改定額

【改定前】 1 4 0 円

内 訳	全国子ども会安全共済掛金	5 0 円	7 0 円
	全国子ども会連合会運営費	2 0 円 (子ども会賠償責任保険料を含む)	
	埼玉県子ども会安全事業費	7 0 円 (埼玉連会費 2 0 円、安全教育、共済会・賠償責任保険事務、共済金請求事務、要件審査、名簿管理等の費用として 5 0 円)	

【改定後】 2 2 0 円

内 訳	全国子ども会安全共済掛金	1 2 0 円	1 5 0 円
	全国子ども会連合会運営費	3 0 円 (子ども会賠償責任保険料を含む)	
	埼玉県子ども会安全事業費	7 0 円 (埼玉連会費 2 0 円、安全教育、共済会・賠償責任保険事務、共済金請求事務、要件審査、名簿管理等の費用として 5 0 円)	

2 子ども会年会費改定の実施日 令和 9 年 4 月 1 日

<資料>

全国子ども会連合会からの資料

安全共済会 掛金等改正案

1.改正案

- (1) 掛金等を80円引き上げる。(引上げ内訳：掛金70円、全子連運営費10円)
- (2) 引上げ額80円の内70円を業務委託費として都道府県子連（特定市子連）へ支給する。（業務委託費は80円となる。）
- (3) 死亡共済金及び後遺障害共済金を引き上げる。（65歳以上は現行どおり）
- (4) 安全共済会の改正に伴い、放課後安心特約の掛金等及び補償内容も改正する。

安全共済会（太字部分が改正点）

	現行	改正案
(1) 掛金等	掛金 : 50円 全子連運営費 : 20円 合計 : 70円	掛金 : 120円(現行比+70円) 全子連運営費 : 30円(現行比+10円) 合計 : 150円(現行比+80円)
(2) 業務委託費	10円 (=上記掛金50円の中の10円)	80円(現行比+70円) (=上記掛金120円の中の80円)
(3) 死亡共済金	600万円	65歳未満：1,000万円(現行比+400万円) 65歳以上：600万円
(3) 後遺傷害共済金	7万円～600万円	65歳未満：7万円～1,000万円(現行比+0円～400万円) 65歳以上：7万円～600万円
医療共済金	保険適用総額の30% (50万円限度)	同左

放課後安心プラン

	現行	改正案
(4) 掛金等	主契約（安全共済会）：50円 放課後安心特約 : 430円 全子連運営費 : 20円 合計 : 500円	主契約（安全共済会）：120円(現行比+70円) 放課後安心特約 : 360円(現行比-70円) 全子連運営費 : 20円 合計 : 500円
業務委託費	50円	50円
(4) 死亡共済金	3,100万円	65歳未満：3100万円 65歳以上：1860万円(現行比6割へ削減)
(4) 後遺傷害共済金	7万円～3,500万円	65歳未満：7万円～3,500万円 65歳以上：7万円～2,100万円(現行比6割へ削減、15級は現行通り7万円)
医療・通院・入院・手術共済金	掲載省略	同左(現行どおり)

規程改正内容は別紙の通り

- ①事業方法書 ②共済約款 ③放課後安心特約約款 ④算出方法書 ⑤算出方法書（放課後安心特約）
⑥全国子ども会連合会運営費規程

2.改正理由

- ・補償内容充実の観点から、65歳未満の加入者の死亡共済金・後遺障害共済金を引き上げる。
- ・加入人数の大幅減少により弱体化した都道府県（指定都市）子連の事務体制の強化を図る観点から、掛金を引き上げる。
- ・全子連運営費を10円引き上げるにより、子ども会活動支援事業の維持改善及び賠償責任保険の安定運営を図る。
- ・放課後安心プランについては、補償額適正化の観点から65歳以上加入者について死亡共済金・後遺障害共済金を引き下げる。

3.改正時期

令和9年4月（総会での決議及び文部科学省の認可を経て令和9年度より実施する。）